

新潟市職員の職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第17号

新潟市職員の職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の職員団体の登録等に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「新潟市人事委員会委員長 様」を「（宛先）新潟市人事委員会」に、「役員でない役員」を「職員でない役員」に、「「職名欄」に」を「、「職名」の欄には、」に改める。

別記様式第2号中「新潟市人事委員会委員長 様」を「（宛先）新潟市人事委員会」に改める。

別記様式第6号を次のように改める。

組織に関する証明書

本団体は、本団体の基本的な組織方針に基づき、地方公務員法第53条第4項の規定に従って組織するものであり、次の1から6の全てに該当する団体であることを証明します。

- 1 新潟市職員のみをもって組織される団体であること（役員を除く）
- 2 消防職員を構成員としない団体であること
- 3 公営企業の職員を構成員としない団体であること
- 4 特別職（注1）に属する職員を構成員としない団体であること
- 5 職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体であること
- 6 管理職員等（注2）を構成員としない団体であること
又は管理職員等のみをもって組織される団体であること

注1 地方公務員法第3条第3項に規定する特別職をいう。

注2 新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則第2条に規定する管理職員等をいう。

年 月 日

団体名
証明者役職及び氏名

注 この証明書は、新規登録の場合に必要とします。

別記様式第7号中「新潟市人事委員会委員長 様」を「（宛先）新潟市人事委員会」に改める。

別記様式第9号中「新潟市職員の職員団体の登録に関する条例第3条の規定により」を削る。

別記様式第10号及び別記様式第14号から別記様式第16号までの規定中「新潟市人事委員会委員長 様」を「（宛先）新潟市人事委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。